

船橋市における特定建設資材廃棄物の再資源化等に係る行政処分等の要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第19条に規定する助言及び勧告並びに法第20条に規定する命令（以下「行政処分等」という。）を行う場合の基準と手続きを明確にし、行政処分等の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、法の適正な執行を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(助言又は勧告)

第3条 次に掲げる場合においては、法第19条の規定に基づき、千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（以下「指針」という。）を勘案し、受注者（受注者が複数の場合には、元請業者及び特定建設資材廃棄物を排出する者。以下同じ）に対して、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告を行うものとする。

- 一 現に特定建設資材廃棄物の再資源化等が適正に実施されておらず、かつ速やかに実施される見込みがないとき（再資源化等の実施が遅れる正当な理由がある場合は除く。）
 - 二 再資源化等が適正に実施されないおそれがあるとき。
 - 三 縮減が認められない場合で、現に縮減が行われているとき又は縮減が行われるおそれがあるとき。
 - 四 その他、特定建設資材廃棄物の再資源化等が適正な実施を確保するため必要があると認めるとき。
- 2 次に掲げる場合で、そのことにより受注者による適正な再資源化等が行われぬおそれがあるときは、法第19条の規定に基づき、指針を勘案し、元請業者に対して、必要な書面の作成等について、助言又は勧告を行うものとする。
- 一 法第13条第1項に定める書面（同条第3項の規定により、情報通信の技術を利用する場合においては、当該情報通信の技術による記録をいう。以下この条において同じ。）が作成されていないとき又は当該書面に特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条第3号及び第4号に定める事項に関する記載がされていないとき。
 - 二 法第18条第1項に定める発注者への報告（同条第3項の規定により情報通信の技術を利用する場合においては、同項に定める通知をいう。）並びに記録の作成及び保存が適正に実施されていないとき。

(助言又は勧告の方法)

第4条 前条第1項及び第2項に定める助言又は勧告は、様式第1号による書面を交付することにより行う。ただし、書面の交付によることが適切でないとする場合にはこの

限りでない。

(命令)

第5条 次に掲げる場合においては、法第20条の規定に基づき、指針を勘案し、受注者に対して、特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

- 一 受注者が第3条第1項による助言又は勧告に従わないとき。
- 二 第3条第1項第1号から第3号までに該当する事実が認められ、かつ緊急に必要な措置を要する場合で第3条第1項による助言又は勧告を行ういとまがないとき。
- 三 第3条第1項第1号から第3号までに該当する事実が認められた場合で、受注者に行政指導が累積しているなど、受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をする見込みがないとき。
- 四 その他、受注者が正当な理由がなくて特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしないとき。

(命令の方法)

第6条 前条に定める命令は、様式第2号による書面を交付することにより行う。

(命令をしようとする場合の手続)

第7条 第5条に規定する命令をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき弁明の機会を設けるものとする。ただし、行政手続法第13条第2項の各号に該当する場合はこの限りでない。

- 2 弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の一週間前の日までに、当事者に対し次の各号に掲げる事項を記載した弁明通知書を交付する。
 - 一 弁明の件名
 - 二 予定される命令の内容と根拠法令の条項
 - 三 命令の原因となる事実
 - 四 弁明書の提出先及び提出期限
 - 五 代理人を選任できること。
 - 六 提出期限までに弁明書が提出されないときは、弁明の機会を放棄したものとみなすこと。
- 3 当事者は、弁明書の提出により弁明する。

(命令の公表)

第8条 第5条に規定する命令を行った場合は、その事実を公表する

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。